

大間町ふるさと応援基金条例

平成20年12月9日

条例第18号

(設置)

第1条 大間町を応援するため、大間町ふるさと応援寄附条例（平成20年大間町条例第17号。以下「寄附条例」という。）に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として大間町ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、次の各号により積み立てる。

- (1) 寄附条例第2条の事業に係る寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条各号の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。